



# グリーン調達ガイドライン (初版)

初版制定 2015年12月24日  
適用実施 2016年 1月 6日

並木精密宝石株式会社  
アダマンド株式会社  
株式会社アキタ・アダマンド

## はじめに

21世紀は、環境の時代と言われ、地球環境保全活動への積極的取組みが益々企業に求められるようになっております。

NAMIKIグループは、「GT21 (Green Technology 21)」という環境スローガンの下、並木精密宝石(株)、アダマンド(株)、(株)アキタ・アダマンドで2013年にEMS統合をはかり、全社において環境活動を推進しております。

その一環として、環境に配慮した製品サービスを提供するため、使用する製品(部品、材料など)のいわゆる「グリーン調達」を推進していきたいと考え、本ガイドラインを設定しました。

このガイドラインは、グリーン調達に関するNAMIKIの基本的な考えでありNAMIKIグループと取引先の皆様とが今後継続して環境改善に取り組む一般的項目を示しています。

このガイドラインは、社会状況の変化、法令の変更等により必要に応じ改訂していく予定ですが、今後、調達分野の取組みは、このガイドラインに基づき運用して参りますので取引先各位におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## NAMIKI GROUP

並木精密宝石株式会社  
アダマンド株式会社  
株式会社アキタ・アダマンド



GT-21



## 目 次

1. 制定目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. NAMIKIグループの環境保全活動
  4. 1 環境理念
  4. 2 環境活動
5. NAMIKIグループのグリーン調達
  5. 1 グリーン調達の考え方
  5. 2 グリーン調達基準
6. お取引先様への依頼事項
- 7 環境負荷物質の管理
7. 制定及び改定

## 1. 制定目的

NAMIKIグループ（以下NAMIKIとする）の環境方針（活動）に基づいた環境負荷物質削減の取組みをより効果的に行うためにNAMIKIとして調達活動のためのガイドラインを作成し、環境への負荷が少ない原材料、部品等の調達、および環境保全活動に積極的なお取引先様からの調達（以下、グリーン調達という）の推進を図ります。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、NAMIKIが購入する製品（材料・部品等で設計・製造委託を含む）および副資材・梱包材について適用する。

## 3. 用語の定義

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下による。

### （1）製品アセスメント

製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品、材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。

### （2）製品を構成する材料・部品など

NAMIKIが生産する製品を構成する材料・部品・副資材・電子部品、切削加工部品、樹脂部品、プレス部品、接合材料、はんだ、ガラス、ファイバ芯線、線材、その他の部品・材料・副資材・サービス部品・梱包材などをいう。

### （3）含有

物質が意図的もしくは意図的でないかを問わず、製品を構成する材料・部品などに添加、混入、又は付着することをいう。また、不純物もこの中に含まれる。

### （4）不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精錬過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

### （5）意図的添加（使用）

特定の特性・外観・品質をもたらす為に継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して添加（使用）すること。

### （6）RoHS指令

EUにおける化学物質管理規制（2006年7月1日施行）。有害物質の製品への含有及び使用禁止を定めた規制。6物質群が指定されている。

### （7）REACH規制

EUにおける化学物質管理規制（2007年6月1日施行）。化学物質の総合的な管理制度。成形品、混合物、物質について使用される化学物質の登録・評価・許可・制限し適切に管理する。有害化学物質の情報を公開し、サプライヤーチェーンで伝達し共有化する。

### （8）高懸念物質（SVHC）

発ガン性、毒性物質、難分解性等といった人の健康及び環境に対して非常に

高い懸念を抱かせる物質。

(9) 適用除外

法規制で、除外されている、あるいは現時点で代替（物質・材料・技術的）するものがない物質並びに用途部位。

#### 4. NAMIKIの環境保全活動

##### 4. 1 環境理念

NAMIKIは、その固有技術を活用し文明の地球環境破壊を阻止し自然との共生を目指したグローバルな事業活動を行い地球環境の保全と人類の自己実現に貢献します。

##### 4. 2 環境活動

製品およびサービスが環境に与える影響をとらえ技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定め、これを定期的に見直して環境保全活動の継続的改善を図ると共に汚染の予防に努めています。

環境活動を進めるにあたり2013年にNAMIKIとして統合し、環境方針を定め公表しております。

#### 5. NAMIKIのグリーン調達

##### 5. 1 グリーン調達の考え方

NAMIKIは、製品の環境負荷低減を図り、自然との共生を目指した、お取引先様とのパートナーシップによる活動に取り組めます。

###### (1) 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達

環境保全に対する活動はお取引先様の自主的活動であることを基本といたしますが、必要に応じて改善活動のお手伝いをいたします。

グリーン調達にあたっては、ISO 14001外部認証取得をはじめとする環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達を優先いたします。

###### (2) 環境負荷の小さい製品・副資材・梱包材の調達

製品および生産活動に関わる副資材、梱包材について環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

##### 5. 2 グリーン調達基準

グリーン調達にあたっては、下記のグループの取引先選定基準に従い、お取引先様の環境保全活動と調達品の環境負荷への影響の両面を重視した総合的な判断を行います。

尚、下記の運用方法については、NAMIKIグループ各社により異なる場合がありますので、各担当購買部門からの依頼によりご協力いただけますようお願い致します。

#### (1) お取引先の選定基準

お取引先様の選定にあたっては、品質（Q）・価格（C）・納期（D）・サービス（S）に加え、お取引先様の環境保全活動への取組状況を評価し評価ランク上位のお取引先様を優先いたします。

本基準の評価・運用は、以下の手順といたします。

- ・お取引先様にて調達取引先調査票の記載事項を自己採点し、評価点をご記入下さい。
- ・ご記入された調達取引先調査票を各担当購買部門にご提出下さい。
- ・ご提出の結果にNAMIKIの評価を加えさせていただき「A」「B」「C」「D」で総合評価いたします。
- ・総合評価は各担当購買部門よりお知らせいたします。
- ・評価が「A」「B」「C」ランクの場合は、お取引を継続いたしますが、「A」ランクから「B」「C」の順に優先させていただきます。
- ・評価が「D」ランクの場合、対策が実施されるまで新規発注は中止させていただきます。又、場合によりお取引をご遠慮させていただくことがあります。
- ・新規取引先および社名変更があった場合も調達取引先調査票を提出いただく場合があります。

#### (2) 調達品の選定基準

調達品の選定にあたっては、品質、価格に加えて、以下の環境負荷低減に関する項目についてより優れている調達品を優先的に採用します。

- ・NAMIKIの環境負荷物質リスト（「化学物質の自主管理基準」）に定める環境負荷物質を含有していない。または、含有量を削減している。
- ・再生資源・部品の使用や小型化・減量化が図られ、従来製品より長寿命化している。
- ・省資源化や省エネルギー化が図られている。
- ・リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易である。
- ・梱包材については製品と同様に省資源・リサイクル・減量および環境負荷物質の含有なし、及び含有量の削減等がなされている。
- ・国内外の化学物質規制にかかる法律・条令に適合している。
- ・製品アセスメントを実施している。
- ・商品に関する環境情報を公開している又は提供できる。

採点は環境ISO等の外部（第三者）認証取得に関する項目および環境保全活動に関する項目と環境負荷低減に関する項目の合計点にNAMIKI評価を加えさせていただきます次の通りといたします。

《 採点 》	《 評価結果 》
ISO項目がYES又は101以上	A
80～100	B
50～79	C
49以下	D

## 6. 取引先様への依頼事項

前項の内容に基づき、以下の事項のご協力をお願いいたします。

### (1) 第三者認証の有無と活動内容に関する調査

- ・ISO14001 外部認証取得有無
- ・エコアクション21
- ・グリーン調達活動実施有無

### (2) 納入品に含有される環境負荷物質の含有量調査

NAMIKIへの納入品に関し含有される環境負荷物質とその量を把握するため、含有状況の報告（SDS・成分表・化学分析データ・含有調査票等）の提出等により調査を実施させていただきます。又、必要と判断した場合には納入品の全製造工程における環境負荷物質の使用状況についても、同様の調査を実施させていただきます。

### (3) 環境負荷低減に関する覚書の締結

NAMIKIへの納入品の環境負荷低減を確実にするために必要と判断される場合、調査への協力等の明記された覚書（表-2）を締結させていただきます。

## 7. 環境負荷物質の管理

NAMIKIではRoHS指令発行以降、環境リスクを考慮して化学物質の削減・管理を目的に『使用禁止物質』、『管理物質』の2分類として納入製品中に含まれる化学物質の使用禁止・削減・含有管理をお願いするものです。

環境負荷物質については「化学物質の自主管理基準」を参照ください。

<http://www.namiki.co.jp>

<http://www.adamant.jp>

(注意)

NAMIKIで定めた環境負荷物質で「使用禁止物質」、「管理物質」の詳細情報は、アーティクルマネジメント推進協議会のホームページをご確認ください。また、REACH規制等についての詳細は「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」をご確認ください。

- ・「アーティクルマネジメント推進協議会」ホームページアドレス

<http://www.jamp-info.com/>

- ・「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」ホームページアドレス

<http://j-net21.smrj.go.jp/well/reach/basic/index.html>

(1) 「使用禁止物質」

海外（RoHS 指令・REACH 規制等）および国内における代表的な法律をもとに規制される化学物質で、人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質（高懸念物質：SVHC）で、NAMIKIが使用を禁止する物質とした。

これらの化学物質についてNAMIKIが購入する製品および副資材・梱包材等に意図的な使用はなく、不純物として含有量がNAMIKI規制値未満であることが必要となります。

（化学分析データ、SDSなどの含有情報を提出していただきます。）

また、規制値を超える又は意図的使用の可能性が考えられる場合は、意図的使用の明確化、含有濃度の調査・公表をお願いいたします。

(2) 「管理物質」

NAMIKIの製品を構成する材料・部品などから可能な限り、削減すべき物質及び意図的（特性維持に必要な場合、現時点で技術的に代替ができないもの等）に使用している物質で、その含有量、部位、用途を把握し、適正に管理すべき物質をいう。

## 別表 1 環境負荷物質リスト

### 【使用禁止物質リスト】

1.	カドミウム及びカドミウム化合物	14.	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
2.	鉛及び鉛化合物	15.	ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素原子数が3以上)
3.	水銀及び水銀化合物	16.	ポリ塩化ターフェニル (PCT)
4.	六価クロム化合物	17.	ホルムアルデヒド
5.	有機臭素系化合物 (PBB類)	18.	塩化コバルト
6.	有機臭素系化合物 (PBDE類・Deca BDEを含む)	19.	砒素及びその化合物
		20.	特定ベンゾトリアゾール (CAS No. 3846-71-7)
7.	アスベスト類	21.	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)
8.	オゾン層破壊物質		
9.	フッ素系温室効果ガス (GFC類、HCFC類、HFC類、PFC類、SF6)	22.	フタル酸エステル類 (DBP, BBP, DEHP, DIBP)
10.	スズ化合物 (TBT・TPT・TBTO・DBT類・DOT類)	23.	フマル酸ジメチル (DMF)
11.	特定アゾ化合物	24.	多環芳香族炭化水素 (PAH)
12.	マイレックス	25.	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)
13.	短鎖型塩化パラフィン (C10~13)		

### 【管理物質リスト】

1.	過塩素酸類	5.	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその化合物
2.	放射性物質	6.	リン酸トリス (2-クロロエチル)
3.	酸化ベリリウム	7.	臭素系難燃剤 (PBB, PBDEは除く)
4.	ニッケル		

\*1：使用禁止・管理物質として定めた物質は今後の法令改正、業界の動向等により、改訂・追加されます。

### (3) 成形樹脂材のリサイクル材の取り扱いについて

成形樹脂材のリサイクル材使用の禁止。

使用済み排出製品及び残材を、当該製品の原料・材料として再生することと、他製品の部品や材料を再生材料として再使用することを禁止致します。

但し、「化学物質の自主管理基準」に定める管理基準値以下の場合はこの限りではない。

この場合、リサイクルした成形樹脂材料の分析データの提出をお願いいたします。  
(詳細に関しては各担当購買部門まで問い合わせください。)

表－１ 「グリーン調達取引先調査票」

【グリーン調達取引先調査票】

太枠内をご記入下さい

取引先コード		記入日	年 月 日
会社名		管理責任者	印
所在地		担当者	印
電話番号		E-mail	
FAX番号			

1.環境ISOの認証取得に関する項目 (YES/NOに○印をつける。YESの場合は、各項目に内容を記入)

(1)ISO14001外部認証を既に取得している。 又はISO14001などの外部認証を3年間以上継続して取得している。	YES	取得日	認証機関
	NO		
(2)ISO14001外部認証の取得計画がある。 又はISO14001に相当する程度の環境マネジメントシステムを構築し運用している	YES	取得予定日	認証機関
	NO		
(3)1年以内にISO14001外部認証の取得の予定なし。	YES	理由を記入してください	
	NO		

2.環境保全活動に関する項目 (上記1(1)ISO項目「YES」の場合は記入不要 YES=5点 NO=0点を評価欄へ記入)

項目	評価基準	YES	NO	評価
2-1 企業理念・方針	①環境方針に関する企業理念がある。	5	0	
	②環境方針を定め、継続的な改善及び汚染の予防を誓約していますか。	5	0	
	③環境方針で法規制の遵守を明記されていますか。	5	0	
	④環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が入手可能になっているか。	5	0	
2-2 計画・組織	⑤環境保全に対する目的、目標がある。	5	0	
	⑥目的・目標を達成するための実行計画がある。	5	0	
	⑦目的・目標を達成するための組織・責任者が明確になっていますか。	5	0	
	⑧環境保全活動安全活動に関する取組内容およびその結果を報告できる。	5	0	
2-3 環境評価システム	⑨水質汚濁	5	0	
	⑩大気汚染	5	0	
	⑪騒音、振動	5	0	
	⑫廃棄物処理	5	0	
	⑬エネルギー(電気、ガス、燃料など)	5	0	
	⑭弊社の禁止物質が遵守されていますか。	5	0	
	⑮製品アセスメントの仕組みがありますか。	5	0	
	⑯緊急時(事故、災害など)に対する仕組みがありますか。	5	0	
	⑰環境内部監査の仕組みがありますか。	5	0	
2-4 教育訓練・情報提供	⑱全従業員に対し、定期的に環境関連教育・啓発活動を実施していますか。	5	0	
	⑲環境に著しい影響を与える可能性のある作業に従事する者には、別途教育訓練を実施し、作業リストを作成していますか。	5	0	
	⑳自社の環境保全に関する情報公開をしていますか。	5	0	
		合計点		

3.環境負荷低減に関する項目

評価基準	YES	NO	評価
(1)NAMIKIの自主管理基準に定める環境負荷物質を含有していない、または、含有量を削減している。	5	0	
(2)再生資源・部品の使用や小型化・減量化が図られ、従来製品より長寿命化している。	5	0	
(3)省資源化や省エネルギー化が図られている。	5	0	
(4)リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易である。	5	0	
(5)梱包材については、製品と同様に省資源・リサイクル・減量および環境負荷物質の含有量削減等がされている。	5	0	
(6)リサイクル法ならびに省エネ法などに関する法律・条例に適合している。	5	0	
(7)製品アセスメントを実施している。	5	0	
(8)商品に関する環境情報を公開している。	5	0	
		合計点	

\*判定

評価結果	評点(点数は2、3の合計)	ランク	コメント(購買部門にて記入)	購買部門確認欄	
				承認	担当
	ISO項目がYESまたは101以上	A			
	80～100	B			
	50～79	C			
	49以下	D			

表ー2 「グリーン調達実施に関する覚書」



## グリーン調達実施に関する覚書

年 月 日

発注者(購入者) :

受注者(納入者) : 社印  
担当者 : 印

購入者「NAMIKIグループ」と納入者「貴社」は、製品の環境負荷物質低減を図り、自然との共生を目指した環境活動に取り組めます。又、購入者への納入品の環境負荷物質低減を確実にする為に覚書を締結致します。

### 1. グリーン調達に関する調査票提出のご協力・他

- 1) グリーン調達取引先調査票による環境保全活動への取組みに関する調査を実施させていただきます。
  - 2) 納入品(材料・部品・副資材・梱包材など)に含有する環境負荷物質の含有量調査を実施させていただきます。
  - 3) 必要と判断した場合には、納入品の全製造工程における環境負荷物質の使用と削減の状況について立ち入り監査を実施させていただきます。
- \* お取引先様の選定基準および購入品の選定基準は「グリーン調達ガイドライン」に基づいて実施させていただきます。  
NAMIKIグループの「グリーン調達ガイドライン」・「化学物質の自主管理基準」及びその他の資料につきましては、下記のURLを参照してください。

<http://www.namiki.co.jp/>  
<http://www.adamant.jp/>

### 2. 使用禁止物質および管理物質について

- 1) 「グリーン調達ガイドライン」で定める使用禁止物質については、納入する全ての原材料および部品などを対象として特例措置による除外および現在使用している場合の規制値と達成年度を目標に使用許可を受けた納入品以外は、使用を禁止いたします。
- 2) 「グリーン調達ガイドライン」で定める管理物質については、原材料および部品などへの含有を禁止していませんが、新たな法律の制定や社会情勢の変化を受けて禁止物質とする可能性があるために該当する化学物質の含有量の把握と含有量の管理・抑制をお願い致します。

表-3 「使用禁止物質の不使用証明書」(改訂版)



宛

## 使用禁止物質の不使用証明書

年 月 日

会社名 : 社印  
 責任者 :  
 担当窓口 :  
 担当者 :  
 E-Mail :  
 電話番号 :  
 FAX番号 :

貴社品番 :

弊社は、NAMIKIグループに直接又は第三者を通して納入する全ての部品・材料・副資材・梱包材についてNAMIKIグループの「化学物質の自主管理基準」において指定する環境負荷物質（使用禁止物質）を使用又は含有（適用除外を除く）していないことを保証します。

### NAMIKIグループ環境負荷物質

【使用禁止物質】

- |  |   |
|--|---|
| 1. カドミウム及びカドミウム化合物                     | 14. ポリ塩化ビフェニル (PCB)   |
| 2. 鉛及び鉛化合物                             | 15. ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素元素数が3以上)                                   |
| 3. 水銀及び水銀化合物                           | 16. ポリ塩化ターフェニル (PCT)  |
| 4. 六価クロム化合物                            | 17. ホルムアルデヒド  |
| 5. 有機臭素系化合物 (PBB類)                     | 18. 塩化コバルト  |
| 6. 有機臭素系化合物<br>(PBDE類・Deca BDEを含む)     | 19. 砒素及びその化合物   |
| 7. アスベスト類                              | 20. 特定ベンゾトリアゾール (CAS No. 3846-71-7)                               |
| 8. オゾン層破壊物質                            | 21. パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び<br>パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF) |
| 9. フッ素系温室効果ガス<br>(HCFC類、HFC類、PFC類、SF6) | 22. フタル酸エステル類<br>(DBP, BBP, DEHP, DIBP)                           |
| 10. スズ化合物 (TBT・TPT・TBTO・DBT類・DOT類)     | 23. フマル酸ジメチル (DMF)  |
| 11. 特定アゾ化合物                            | 24. 多環芳香族炭化水素 (PAH)   |
| 12. マイレックス                             | 25. ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)  |
| 13. 短鎖型塩化パラフィン (C10~13)                |   |

【管理物質】

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| 1. 過塩素酸類   | 5. ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその化合物 |
| 2. 放射性物質   | 6. リン酸トリス (2-クロロエチル)     |
| 3. 酸化ベリリウム | 7. 臭素系難燃剤 (PBB, PBDEは除く) |
| 4. ニッケル    |                          |

\* 上記の使用禁止物質/管理物質が納入する材料・部品などに含有して納入されないこと

## 8. 制定及び改定

版数	制定日	施行日	改訂内容
初版	2015.12.24	2016.1.6	統合による初版制定